

OCR申請書作成時の注意事項について

1. OCR読取機の仕様について

OCR申請書が汎用紙化されたことに伴い、OCR読取機の読取り方式が旧システムとは異なり、各OCR申請書の三隅にある基準マーク()を認識し、処理する仕様に変更されました。また、OCR申請書の上下左右の端から3mm以内に文字がないことを前提とした仕様になっております。

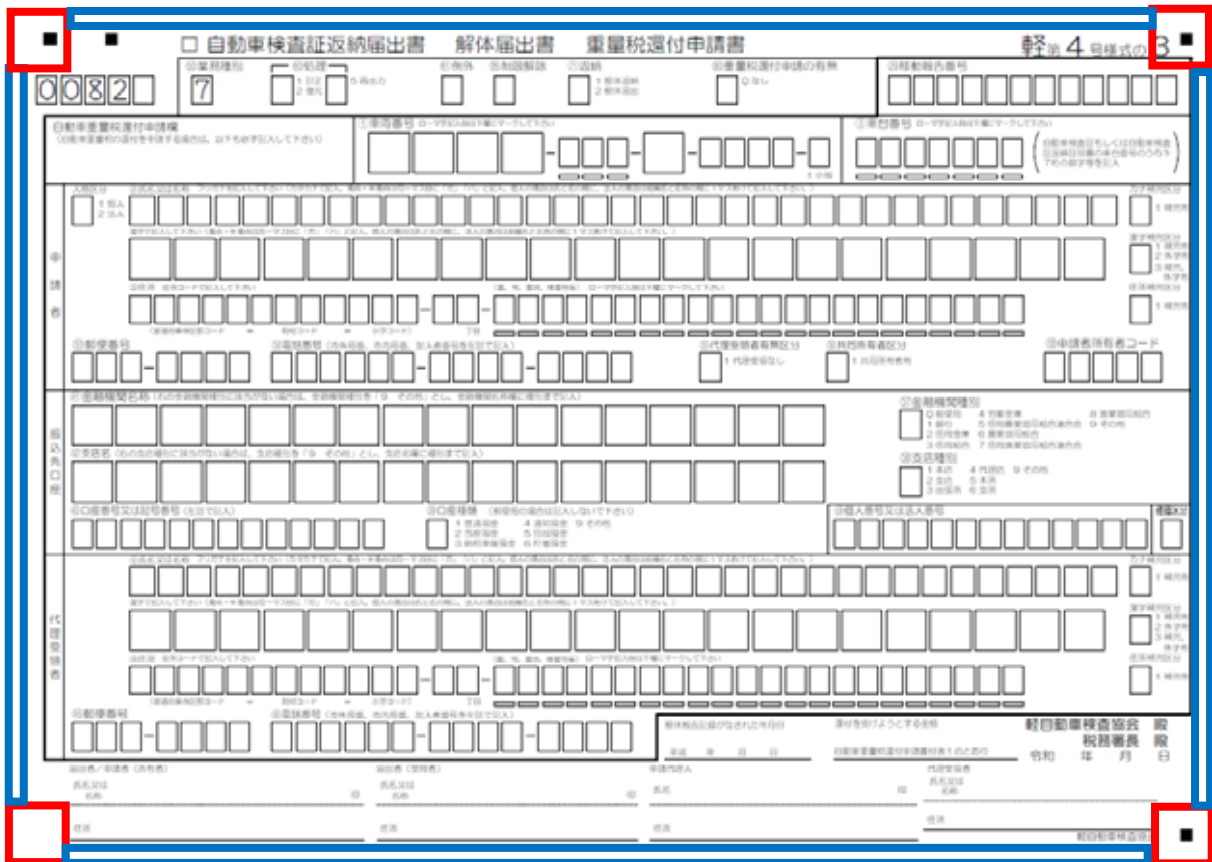
2. OCR申請書作成にあたってのお願い事項

OCR読取機が上記1.のとおり仕様であることから、以下の点にご注意いただき、OCR申請書を作成していただきますようお願いいたします。

用紙四隅の14mm×14mmには文字が入らないよう作成をお願いいたします。(以下の図赤枠参照)

左下隅には基準マーク()は存在しませんが、左下隅の14mm×14mmにも文字が入らないよう注意いただきますようお願い致します。

OCR申請書の上下左右の端から3mmには文字が入らないよう作成をお願いいたします。(以下の図青枠参照)



本注意事項については、当協会ホームページのOCR申請書記載方法についての注意事項にも5月1日付で掲載予定です。